

亀山市告示第137号

亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年11月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱（平成29年亀山市告示第116号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「

対象自治会及びまちづくり協議会		対象指定避難所	
-----------------	--	---------	--

」を「

住所又は居所に対する指定避難所	
加入している自治会	自治会
属する地域まちづくり協議会	協議会
担当の民生委員	

」に改める。

附 則

この告示は、平成30年12月1日から施行する。